



# 償却資産・事業用家屋を お持ちの皆様へ

## 令和3年度分の固定資産税・都市計画税の 軽減制度についてのお知らせ

### 制度概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が一定程度減少した中小事業者等が申告された場合、**対象資産の固定資産税・都市計画税が2分の1又はゼロとなります。**

(資本金等の要件があります。対象者に該当するかご確認ください。)

### 注意事項

○**申告期限は令和3年2月1日です。**

(期限までに申告しないと軽減措置が受けられません。)

○事前に、**「認定経営革新等支援機関等」の確認**を受けていただきます。



### お早めにご相談ください!

「認定経営革新等支援機関等」は、**税理士・青申会・商工会議所等**が該当します。

税理士(最寄りの税理士にご相談ください。)

(一社)江戸川北青色申告会 電話 03-3656-0621

(一社)江戸川南青色申告会 電話 03-5676-0751

東京商工会議所江戸川支部 電話 03-5674-2911

制度の詳細は東京都主税局ホームページをご覧ください。

問合わせ先 東京都江戸川都税事務所 電話 03-3654-2151

(償却資産については償却資産班・事業用家屋については固定資産税班)



# ご申告の流れ

1

## 対象者・対象資産

一定の収入の減少（※1）があった中小事業者等（※2）の事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

※1 令和2年2月から10月までの間における任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

※2 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人（資本又は出資を有しない法人は従業員数1,000人以下）又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人等が該当します。性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

2

## 提出書類の準備

### (1) 特例申告書

本申告書は東京都主税局 HP からダウンロード・印刷することができます。

[https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new\\_virus\\_kotei\\_small.html](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_kotei_small.html)



### (2) 特例対象資産一覧

事業用家屋を所有する場合は、(1)の別紙「特例対象資産一覧」を添付してください。

(注) 償却資産については、令和3年度の償却資産申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。

### (3) 収入が減少したことを証する書類(写)

会計帳簿や青色申告決算書など、収入が減少したことがわかる書類の写しを添付してください。収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類を添付してください。

### (4) (個人事業主で事業用家屋を所有している場合)特例対象家屋の事業専用割合を示す書類(写)

青色申告決算書や見取り図など、事業用部分の割合が分かる書類の写しを添付してください。

3

## 「認定経営革新等支援機関等」の確認

提出書類の(1)特例申告書に、「認定経営革新等支援機関等(※)確認欄」がありますので、当該機関等の確認を受けて、記名・押印をもらってください。

(※) 認定経営革新等支援機関等は、税理士・青色申告会・商工会議所等が該当します。表面に連絡先が記載してありますので、お早めにご相談ください。

4

## 申告

提出書類を、資産の所在する区にある都税事務所へ、令和3年2月1日までに、郵送、または持参して申告してください。窓口の混雑緩和のため、ぜひ郵送をご利用ください。